

序章

添田町らしさの持続に向けて



「山頂からの夕ぐれ」 落合小学校5年 東 來斗 さん

序章 添田町らしさの持続に向けて

1. 計画策定の背景と目的

“添田町らしい”景観を明らかにし、一人ひとりが主役となってみんなで景観づくりに取り組み、自然と歴史を礎に人々の暮らしが息づく景観を守り育て、誇れる財産として未来へ繋ぐために、景観まちづくりに取り組む方針とルール・指針となる『添田町景観計画』を策定しました。

福岡県の東南端に位置する添田町は、霊峰 英彦山をはじめとした豊かな自然と四季折々の風景を背景に、かつての城下町や英彦山神宮門前町に、中島家住宅や英彦山神宮奉幣殿などの歴史的建造物を含む町並みや田園風景が広がっており、その中で農業・林業などの生活や、神幸祭や獅子楽などの歴史的活動が今でも脈々と受け継がれ添田町特有の風情・情緒を醸し出しています。

しかし、人口減少や高齢化等が顕著である本町では、歴史的建造物の取壊しや地域の担い手の減少、コミュニティ意識が徐々に薄れており、歴史的建造物の維持や伝統的な活動の存続が危機的状況となったため、平成 26 年 5 月に『添田町歴史的風致維持向上計画』を策定し、歴史文化を守り継承するだけでなく、歴史を活かした“まちづくり”に取り組んでいます。

一方で、農業・林業においても、人口減少と高齢化等の影響により、耕作放棄地となった田畑や適切な管理がなされていない山林が目立つようになっており、併せて全国的な課題となっている空き家問題についても、人口減少・過疎化が顕著である本町にとっては、直面する大きな課題の一つとなっています。

また、全国的に大規模な開発行為や土砂埋め立て及び太陽光発電設備の設置が増加傾向にあり、本町の一部でも開発・整備が進められており、今後もその範囲が拡大されることも予測されます。

このように、長年の課題である農地や山林の荒廃や空き家化などは、今後より一層進むことが懸念されており、併せて大規模開発などの景観を阻害する動きも少なくなく、“まちづくり”の一つである景観形成のニーズ・必要性が高まってきました。

以上のような状況の中で、平成 16 年に成立した景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づき、“添田町らしい”景観を明らかにし、一人ひとりが主役となってみんなで景観づくりに取り組み、自然と歴史を礎に人々の暮らしが息づく景観を守り育て、“添田町らしい”景観を誇れる財産として未来へ繋ぐため、景観面における現状・課題を整理し、添田町ならではの景観まちづくりに取り組む方針とルール・指針とするための『添田町景観計画』を策定しました。

景観計画は、「長期的な視点に立って景観まちづくりの基本的な考え方と今後取り組むべき景観施策を総合的に示すこと」および「住民・事業者・行政との協働による景観形成の進め方を提示すること」を目的としています。

2. 添田町景観計画の位置付け

景観法に基づく『添田町景観計画』は、「添田町第6次総合計画」に即すとともに「都市計画区域マスタープラン」や「添田町歴史的風致維持向上計画」等の**関連計画とも連携して策定**しています。

なお、本計画の実効性を確保するため、本町の景観形成を図る上で必要となる事項を定めた**「添田町景観条例」を制定**します。

また、策定後においても、景観に関する意識の変化や醸成、土地利用状況の推移、社会経済情勢の変化等を踏まえ、**適切な時期に実情に即した計画の見直し**を行います。

本計画は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき策定しています。

また、本計画は、「添田町第6次総合計画」に即し、「都市計画区域マスタープラン」や「添田町歴史的風致維持向上計画」等の関連計画と連携させながら、本町の良好な景観形成に関する方針や具体的な取り組みを示すものです。

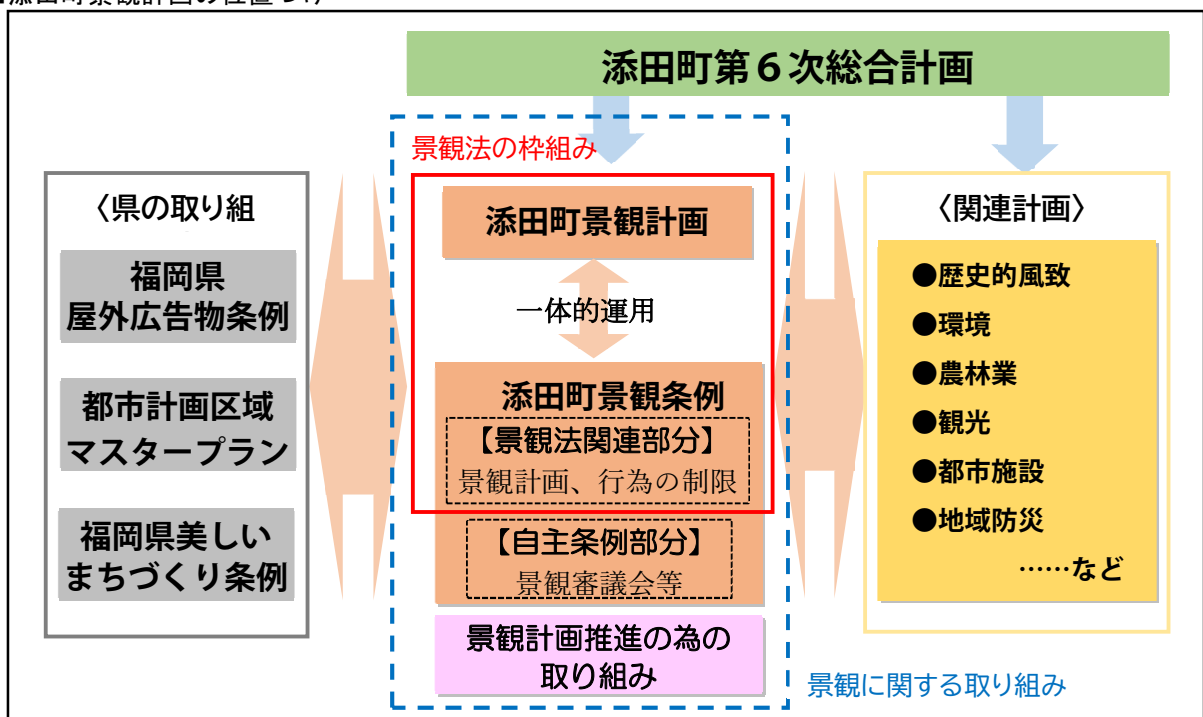
なお、本計画を運用するにあたり、法や本計画の施行に関する委任事項や本町の景観形成を図る上で必要となる事項を定めた「添田町景観条例」を制定し実効性を確保します。

そして、景観形成は適切な建築行為や維持管理の積み重ねなど、長い期間を要するものであることから、本計画は将来目標を実現するために長期的な視点で策定しています。

しかしながら、科学技術の進歩はめざましく、社会経済の変化とともに住民の意識や価値観も多様化しています。

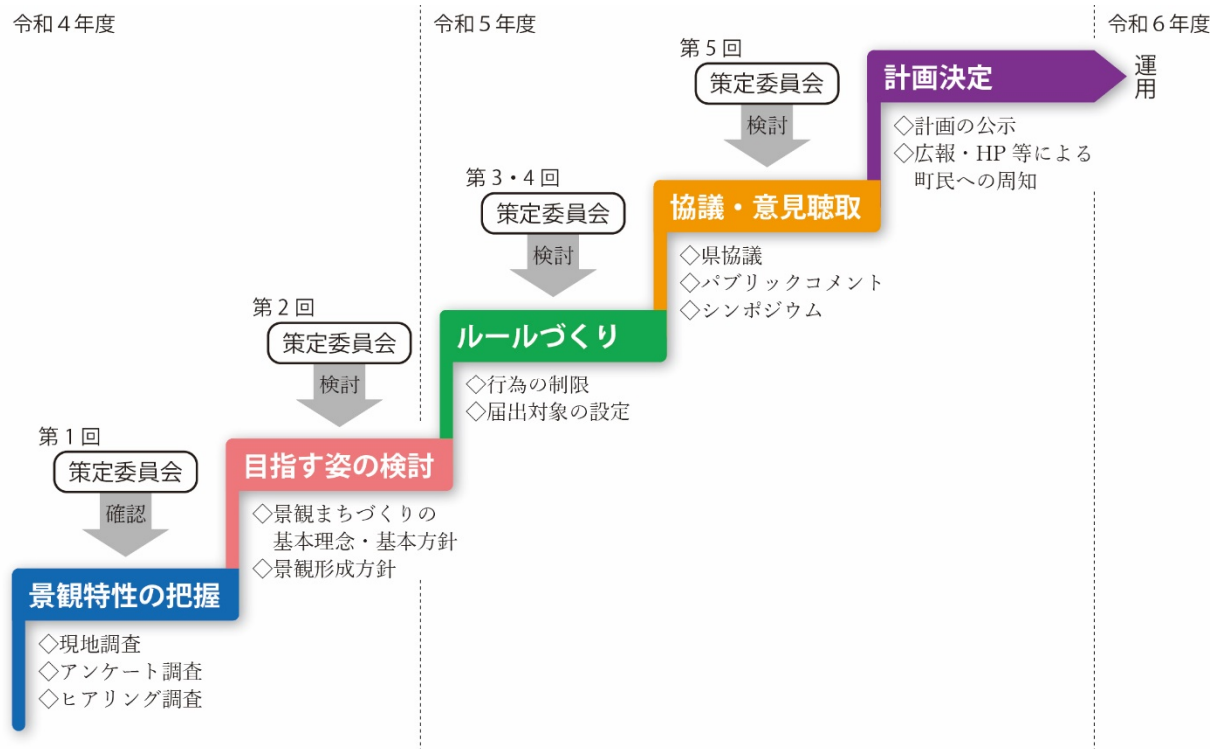
そのため、策定後においても、景観における現況把握に努め、地域の景観に関する意識の変化や醸成、土地利用状況の推移、社会経済情勢の変化等を踏まえて、適切な時期に実情に即した計画内容の見直しを行うこととします。

■ 添田町景観計画の位置づけ



3. 景観計画策定の経緯

1) 計画策定の経緯



2) 添田町景観計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

氏名	所属	区分
依田 浩敏	近畿大学 産業理工学部 建築・デザイン学科 教授 添田町都市計画審議会委員	(1)学識経験を有する者
長 聡子	西日本工業大学デザイン学部建築学科 准教授 福岡県景観審議会 委員	(1)学識経験を有する者
李 龍成	福岡県建築士会 (有)西本龍成建築設計室	(1)学識経験を有する者
武貞 誉裕	添田町議会議員	(2)町議会議員
福嶋 繁明	前 英彦山行政区長 添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員	(3)住民代表
進藤 彰史	町三行政区長 添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員	(3)住民代表
藤田 明則	公募委員 添田町観光ガイドの会 会長	(3)住民代表
小黑 克明	公募委員 岩石山登山愛好家グループ	(3)住民代表
鶴我 國晴	添田町農業委員会 会長	(4)関係団体の会員
高橋 涼	福岡県建築都市部都市計画課長 添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員	(5)関係行政機関の職員

4. 景観計画の区域

広く町全域にわたって分布している景観資源の保全・活用及び創出・育成に、総合的かつ一体的に取り組む必要があることから、景観計画区域は、一定の区域に限定することなく**本町全域**とします。

景観は、視点近傍の建築物、その背後に広がる農地、それらの背景となる遠景要素の山並みなどの景観要素が重層的に見えることで成り立つことに特徴があります。本町においても同様に、豊かな自然に育まれた田園風景や、炭鉱や商業で発展した建造物・町並みの背景に約 80%を占める霊峰 英彦山を中心とした山林などの要素が重層的にかつ広大な広がりで見られる景観が形成されています。

また、本町の土地利用などの規制に関わる法令は、自然公園法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法など多岐にわたります。それぞれの法が相互調整のうえ、全町域にわたって土地利用などの規制や誘導が行われています。

以上のことから、広く町全域にわたって分布している景観資源の保全・活用及び創出・育成に、総合的かつ一体的に取り組む必要があることから、法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域は、本町全域とします。

なお、本町の景観形成を進めるうえで、本町を代表する特徴的な景観を有し、特に重要な地区を『景観形成重点地区』に位置づけます。景観形成重点地区では、地区の特性に応じたよりきめの細かい景観形成基準等を定めることで、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

コラム 「景観」とは

「景観」とは、人の意思と活動によって形づくられた環境の姿であり、目に映るものだけでなく、音や薫りなども含めて五感で認識するものです。



「景観」は、私的な空間であっても周辺に影響を与える「見えるものの眺め」の一部として、公共性を持つことに特徴があります。そのため、「景観」の取り組みには、住民一人ひとりが景観の公共性を認識し、気配りをしていくことが重要なポイントとなります。

